

延滞金の割合特例に関する規定の整備について

1 改正理由

地方税法に規定する延滞金の割合の特例に関する条項が改正されたことに伴い、新宿区国民健康保険条例付則第2条で準用する延滞金の割合特例について、地方税法と同様の改正をする必要が生じたため。

2 改正内容

	改正前			改正後		
	本則	特例割合		本則	特例割合	※3
延滞金	14.6%	—	→	14.6%	特例基準割合※2+7.3%	9.2%
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	7.3%	4.3%※1		7.3%	特例基準割合※2+1.0%	2.9%

※1 改正前の延滞金の特例割合は、「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割合+4.0%」を適用。

※2 改正後の延滞金の特例基準の割合は、「国内銀行の貸出約定平均金利の年平均」に1.0%を加算した割合を適用。直近では、貸出約定平均金利の年平均（H24.10～H25.9）が0.9%のため、特例基準割合は1.9%となる。

※3 特例基準割合を1.9%とした場合の延滞金の割合。

3 改正条例

新宿区国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）新旧対照表

改正後	改正前
付則 第1条 （略） （延滞金の割合の特例） 第2条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 第3～第7条（略）	付則 第1条 （略） （延滞金の割合の特例） 第2条 当分の間、第22条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 第3～第7条（略）

4 施行期日

平成26年1月1日